平成２８年（フ）第６９号
新潟市中央区花園２丁目３番１号　プレステージ新潟906号
債務者　渡邉　昌幸
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米山　一史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２６号
神戸市須磨区松風町３丁目６番４－404号、従前の住所神戸市須磨区松風町６丁目１番27号
債務者　井上志保美
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大原　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５号
香川県高松市六条町708番地１
債務者　髙松　幸治
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後３時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村亜矢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第６０号
香川県木田郡三木町大字池戸3253番地
債務者　髙﨑　雅子（旧姓関口）
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後２時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　昭雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３３号
仙台市青葉区北山１丁目21番１号、従前の住所仙台市太白区袋原３丁目５番43号
債務者　田代　正人
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７５号
仙台市太白区泉崎１丁目19番８号、従前の住所埼玉県越谷市赤山町１丁目162番地１オーパス206号
債務者　柴崎　文弥
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８８号
仙台市青葉区木町３番２－403号
債務者　村上　ルミ
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第９０号
宮城県多賀城市浮島字高原110番地の１シャーメゾンＫＡＴＯ　202、従前の住所宮城県塩竈市桜ケ丘10番25－304号　朝日プラザ駅前通
債務者　鎌田　俊仁
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１５号
三重県伊賀市服部町1180番地の５
債務者　松本　誠治
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第１２０号
神戸市東灘区住吉宮町２丁目３番10号
債務者　麻雀ルームさくらこと　前田　里美
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７９号
神戸市長田区長田天神町１丁目８番15号
債務者　鳥田　　正
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０９号
神戸市長田区日吉町２丁目１番16－811号、従前の住所神戸市長田区久保町９丁目５番４号メゾンまほら102号
債務者　上田幸珩こと　金　　幸珩
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１８号
広島市中区宝町６番21－603号
債務者　益田　知尋
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５０号
広島市中区舟入本町２番17－301号
債務者　大濵めぐみ
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１号
広島県庄原市東城町塩原157番地２
債務者　妹尾　式子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第３６号
長崎県長崎市横尾５丁目２番11－204号
債務者　杉本　陽子
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８３号
鹿児島県薩摩川内市湯島町3117番地
債務者　平　　和敏
1　決定年月日時　平成28年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係